

GAP 普及ニュース

《2010年新年のご挨拶》

今年はGAPにとって新たな飛躍の年

田上隆一

明けましておめでとうございます。

日本のGAPは一つの峠を越えたかもしれません。「十年一昔」と言いますが、片山さん（片山りんご）と木内さん（和郷園）と私（田上）の3人で、2005年1月に開始した「生産者による生産者のためのGAP」の普及活動からすでに5年が経過しました。すべてが昨日今日のように思われているのに、いつの間にかそんなに時間が過ぎてしまいました。

今や日本では、多くの農業関係者にGAPの言葉が知れわたるようになりましたが、GAPについての考え方はまちまちであり、少々混乱しているようです。GAPは農業そのものの本質的な課題であるにもかかわらず、GAPの意味を議論することもなく、単なるビジネス・ツールや、経営管理の手法であるという捕らえ方しかしていないことに問題があるのではないのでしょうか。

現在、COP15で地球環境が論議されているように、持続的で安心できる社会が求められています。自然環境に深く関わる農業は、食品安全はいうまでもなく、農業由来の環境汚染の問題が指摘され、日本でも重要な農業政策になっているにも関わらず、GAPの意味が正しく理解されていないとすれば、農業関係者だけではなく、日本国民にとっても不幸なことです。

日本は、明治維新後も、戦後も、慌てて欧米流の社会を創ろうとしました。政治でも、ヨーロッパから法律の体系だけを急遽輸入しますが、それを支えている社会の常識や生活者の習慣というものは全く無視されてしまいます。そこには必ず落差が生まれます。明治維新ではそれらが典型的に現れています。明治政府になるまでは、幕府とか藩における法体系は、その土地の文化や習慣、暮らしの常識によって築き上げられてきた判例だったと思います。しかし、それでは国際社会に通用しないので、慌ててイギリスやフランス、ドイツなど当時の先進諸国の法体系だけを急遽輸入したのです。そのために法律とその社会とが乖離して様々な矛盾が生まれています。

「五年一昔」前のGAP導入も同じで、ヨーロッパのGAP制度の言葉と体系だけを急遽



輸入して慌てて推進したために、基本となる日本の「GAP 規範」は準備せず、EU 型の「GAP 規準」と日本の「農業現場」とが乖離して矛盾が生まれています。

そもそも、制度や規範、法律などというものは、その社会の習慣と常識から生まれたものです。ヨーロッパの法令は、ヨーロッパ社会の習慣と常識による判例が積み重ねられ、それを一般化して法体系が作られています。当然、ヨーロッパの GAP 規範は、ヨーロッパの法令や社会習慣、気候風土と農業形態を前提にして体系化されています。イギリスの GAP 規範を翻訳した山田正美さんは、「スチュワードシップ (Stewardship)、クロスコンプライアンス (Cross compliance)、環境規制と免除 (Exemption from Environmental Permitting Regulations) の3つの事柄を理解しなければ GAP の思想を理解することが出来ない」と言っています。

GAP の概念が生まれたヨーロッパで、「なぜ生まれたのか」、「その中身は何なのか」、ということをもう一度しっかりと捕らえてみたいと思います。ヨーロッパの GAP の歴史に学ぶことによって、GAP の本質を見つけることが出来れば、日本の GAP に関する混乱が解消され、日本の農業が目指すべき方向としての「適正農業管理 (GAP)」が見えてくると思います。

これまで GAP 普及センターが進めてきた「安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する活動」をさらに強力に推進するために、新年早々に「一般社団法人日本生産者 GAP 協会」を設立します。人類の永遠の課題である「人間活動と自然環境との調和」を目指す農林水産業を構築するために、農業における基本的な約束事である適正農業規範 (GAP 規範) およびこれに基づく適正農業規準 (GAP 規準) を策定する活動を行うとともに、農業現場で行われる適正農業管理 (GAP) のあり方とその実践に係る学術的活動および GAP の普及・啓発活動を行うことを目的とし、積極的な活動を開始します。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

皆様のこの一年が豊かな年になりますように祈念いたします。



《予告》第22回農業情報ネットワーク全国大会

『GAP 導入シンポジウム』

「欧州の適正農業規範 (Co GAP) に学ぶ」

—日本農業のあるべき姿を求めて—

日 時：2010年4月22日(木)～23日(金)

場 所：東京大学弥生講堂 (東京大学農学部内)

〒113-8657 東京都文京区弥生 1-1-1 電話：03-5841-8205

主 催：農業情報学会、一般社団法人日本生産者 GAP 協会

《日本と欧州の GAP 比較と GAP の意味》 『連載 2 回』

田上隆一

欧州の GAP の歴史を見る

欧州では、第一次・第二次大戦という不毛な戦争を続けてきた歴史の反省に立って、第二次大戦後、EU としての大連合を進めてきました。

国の柱である農業も、共通政策として EU の最重要課題の一つでした。EU 共通農業政策 (CAP) の歴史的変化を見てみますと、60 年代は、農産物の価格支持政策と農業の構造政策が中心であり、単一市場、共同体特惠、財政連帯性の三原則が推進されました。

同じ時期、日本も戦後の混乱期ではそうでしたが、食糧不足や国内生産力の不足などを解消すべく、効率的な農業により生産性の向上を目指してきた「効率主義」の時代でした。

欧州では、これらの農業政策を進めていく中で、各国各地域によって違いがあるために、70 年代には、それぞれの地域にふさわしい政策を行うという「地域主義」になってきました。70 年代のはじめ (1971 年)、ドイツでは「環境保護計画」と「環境教育計画」という 2 つの環境関係の画期的な通達が出され、これによってドイツ国民の環境に対する意識が大きく変わりました。

農業の「近代化指令」により改革を進めていく中でも、山間地域や条件不利地域の問題をどうするか、また、規模拡大や集約的農業により起こる環境破壊をどうするかなど、地域によって異なる課題を抱えています。そこで、地域格差が出てきた農業問題については、EU としての統一的な考え方が求められるようになり、地域に合わせた政策転換が必要な時代になりました。

80 年代になると、EU の課題はさらに進んで、「農業における環境問題は、地域的課題ではなく、地球的課題である」ということになり、環境支払による生態系の保護、環境脆弱地域への援助規則の制定など、EU として環境問題に取り組む様々な法令が登場してきました。とりわけ、貿易交渉のウルグアイラウンドが始まると、経済の効率主義や地域主義では、国際的な貿易構造が成り立たなくなってきました。この段階で見直されたのが農業管理の基本となる GAP 規範 (Code of GAP) の政策的な考え方です。

すでにイギリスやドイツなどでは 70 年代から、農業由来の環境汚染についての対策として GAP 規範が重要視されていきましたので、それらがいよいよ EU 全体の重要課題として取り込まれることになりました。多くの国で環境の脆弱地域を指定して GAP 規範を遵守する

欧州の共通農業政策に見る GAP の普及

1960—	1970—	1980—
CAP(欧州共通農業政策) 三原則(57) 単一市場 共同体特惠 財政連帯性 (価格政策と農業構造政策)	CAP構造改革 農業近代化指令(72) 離農対策指令(72) 教育訓練情報指令(72) 山間地域および条件不利地域の農業に関する指令(75)	農業構造の効率的改善に関する規則(85) (「環境支払い」自然生態系保護に合致した農業生産手法に補助金) 環境脆弱地域への援助規則(87) (英国では10%指定、それ以外の全農地でGAP規範を適用)
価格所得政策で生産性向上 高度成長による不均衡な経済発展	過剰生産とEU財政負担増 規模拡大・集約的農業で環境破壊	食料の輸出大国へ 貿易交渉ウルグアイラウンド開始(86)、合意(93)
効率主義	地域主義	環境主義

政策が始まりました。その意味で、80年代は「環境主義」の時代と呼べるかもしれませんが。

貿易交渉は1993年に決着を見ていますが、それに至るために、EUの通称「マクシャリー改革」といわれる共通農業政策（CAP）改革が行われています。マクシャリー改革は、1993～1995年に実施されたもので、この改革による域内の共通価格の引下げや農地の休耕は、

生産調整や環境保全の目的を持つ反面、農家の所得を引き下げるので、農家に対する新たな所得支援策として直接支払いが導入されました。

1992年に「硝酸指令」と「作物保護指令」が、イギリスだけの問題ではなくEU全体に公布されました。「硝酸指令」は、家畜糞尿や化学肥料の窒素成分が、地下水や湖沼、河川を汚染することを防止するためです。また、「作物保護指令」は、化学合成農薬の多投による農場の汚染を防止することです。これらが、近代農業における解決しなければならない重要課題とされたのです。

1993年には「環境保護・景観維持と両立する農業生産方法に関する規則」が制定されました。特徴的なのは、1999年に営農指導補償基金による農村開発への助成規則が作られてGAPが促進されています。そして同年に、直接支払いスキームに関する共通規則が制定され、クロスコンプライアンスでGAP規準が義務付けられました。

このようにEUでは、農業による環境汚染の問題が、加盟国間の国際的な課題となり、さらに貿易交渉における政治的対策としても取り組まれてきたのです。このように90年代は共通農業政策（CAP）の特徴的な時代として「適正農業規範の時代」と言えるかもしれません。農業政策としても、ただ単に貿易交渉上の対策や農家補償の政治決着ということではなく、「営農指導補償基金による農村開発への助成規則」は、GAPの導入に後発の加盟国にとっては、事実上のGAP普及の決定打になっていると思います。EUの農業予算により給料の半分を負担する「農業技術員制度」が作られ、日常的にGAPの指導が行われています。

環境保護を法制化し、「GAP規範」として農業のあるべき姿を明示しても、それだけでは適正農業管理（GAP）は実現しないので、そこでGAPの普及指導の体制を作って、目指すべき欧州農業に近づけていこうとしたのだと考えられます。そして何よりも、生産者に対してのインセンティブとしての「環境支払」があるのです。減農薬、減化学肥料、粗放農業、自然・資源の環境保護、景観維持、休耕義務とその環境保全、生物多様性の促進などに関する「GAP規範」を法律で明らかにし、それらの実施の見返りとして直接支払いによる農家補助金が交付されるわけです。90年代は正にGAPの時代だったといえます。

欧州の共通農業政策に見るGAPの普及

1990年代
EU硝酸指令(91)、EU農業指令(91) 1992CAP改革
環境保護・景観維持と両立する農業生産方法に関する規則(92)
アジェンダ2000(1997)
「最低限取り組むべき環境基準」(GFP-Good Farming Practice)
(休耕義務による環境保全への直接支払い -テカップリング-)
欧州営農指導補償基金による農村開発への助成規則(99)
直接支払スキームに関する共通規則(99) (GAP規準義務付け)
GAP実施が支払い要件に
(減農薬・減化学肥料、粗放農業、資源・環境保護、景観維持、休耕義務の環境保全、生物多様性の促進)
適正農業規範

21世紀を迎えて、共通農業政策（CAP）は大きく変わってきました。2003年のCAPの中間見直しでは、「GAPはやって当たり前の時代になった」と言っています。GAPの法令違反者を罰することはあっても、GAPをやったから、つまり法令を守ったからといって農家補助をするということがなくなったのです。その背景には、EU加盟国がどんどん増えて、特に後発のEU加盟国は農業国が多いことなどもあって、EUの財政が持たなくなってきたということが背景にあったのだと思います。2003年の改革では、GAP規範に、環境保護のほかに、食品安全、人と動物の福祉、環境への便益が加わりました。今までのGAP概念の「農業がもたらす環境への負荷を少なくするか、限りなくゼロにする」というだけでは、私達の環境が持たなくなったということです。「環境負荷をゼロにする」ではなく、「環境にとってプラスのことを奨励する」時代になったのです。「ゼロは当たり前で、プラスを奨励する」というわけです。2003年の改革で、今までのGAP規範以上のことをすれば農家保障をするという政策が始まり、2005年からは、全ての加盟国が、GAP以上のGAP規範（環境や景観に対する明らかな便益）を規定し、これを実行することが、直接支払いの受給要件になったのです。

日本では、「欧州では2005年からGAPが義務化された」、「GAPをやっていないと商人が買わなくなった」と言われたことがあります。それは、政策上のGAPと商業的GAPの区別を理解していない人の発言だと思います。政策としてのGAPは、いわば適法農業ですから、正に生産者として当然のことになったのです。公害に対する企業責任と同じように、農業による環境汚染に対する責任も「汚染者負担の原則」に立とうという考え方です。自分が環境や人に汚染を起ささないことは当然のことですから、「そのことに対して補助金を交付することはしない」ということです。ここでは、「GAPは農業者としての最低限のマナーである」と表現しています。従って、農業の政策として「GAPをやっていない人には補助金を支払わない」ということになってきたのです。

この2005年からの政策に呼応するように、EUREPGAPなどは、国が規定している農業者の義務を守らない人がいれば、「そういう生産者とは取引できない」という方針を出したのです。欧州では、商人がそう言ってもおかしくない時代が2005年にやってきたということです。しかし、そうはいつでも、欧州でも家族経営型の多くの農業者がそう簡単にGAPを実践できるわけではありません。そこで、1999年に作られた補助金体制の中で、農業技術助言システムが作られました。スペインなどでは農業技術指導員制度で、個別農家の一人一人が公認の技術員によって、しっかりとサポートされる仕組みが始まりました。その他の国でも、農薬の使用などについて公的な指導員の指導を受けなければならないという

欧州の共通農業政策に見るGAPの普及

2000年代
2003CAP改革 GAP規準(食品安全、環境保全、人と動物の福祉、環境への便益)の義務化 EUの共通GAP規準(19の規則・指令)+それ以上 それ以上のGAP規準(環境や景観に対する明らかな便益)を規定し、2005年以降、全ての直接支払いの受給要件になった。 農業技術助言システム(農業技術指導員制度、スペイン)
EUの共通GAP以上のGAP規準 合理的農業(フランス) 統合化農業(スイス、スペイン、オーストリア) 有機農業
食品安全と多面的農業機能

制度になっています。

ここでは、GAP 規範が守られれば良いということではありません。技術員による指導の具体的な内容は、「GAP 以上」の要件になっているのです。環境負荷を「ゼロ」ではなく、「プラス」にしていく「GAP 以上」とはどのようなものを指すのでしょうか。ドイツなどでは「有機農業」がそれに当たるといわれているようです。しかし、現実の農業生産と農業経営を考えると、GAP 以上が有機農業では、幅がありすぎて現実的ではないという考え方があり、フランスでは、合理的農業、スイスやスペイン、オーストリアなどでは統合化農業がそれに当たるといっています。EU では、それらの「GAP 以上」に対して補助金を出しているのです。

この流れで時代を特徴付けてみれば、2000 年代は、「食品安全と多面的農業機能の時代」であるといえるかもしれません。

このような EU の GAP の歴史を支えてきたのは、「欧州農業はどうあるべきか」、「そのために農業政策として何をすべきか」という真摯な考えと、その時代時代の要請に対する取り組みの姿勢であったと思います。現代農業が抱えるマイナスの要因に気付いたときに「GAP 規範」の概念が生まれ、70 年代の「地域主義」、80 年代の「環境主義」、90 年代の国際的な農業政策論の中で、あるべき農業の姿としての「GAP 規範」と、農場を評価する「GAP 規準」は、様々に変化してきたといえます。



『スペイン GAP 紀行』（連載 6 回）

アンダルシアの農業振興と適正農業管理（GAP）

田上隆一（株）AG I C（エイジック）

1 指導員と生産者の認証制度

EU の共通農業政策により、スペインのアンダルシア政府が 2000 年に開始した農業技術員制度と、2005 年に開始した青果物の I P 認証制度は、新農法、即ち化学農薬から生物農薬への大転換を促進するための原動力になっています。農協や農業生産法人、産地卸売業者などは、農業技術員を雇用して生産者のための GAP の指導、特に EU 共通の「GAP 規準を上回る別枠の環境支払い対象」としてスペインが決めた「統合生産（I P : Integrated Production）」の実践指導に当たっています。

農業技術員は、生産者グループのアドバイザーとしてアンダルシア政府が認定した営農指導員で、大学で農学または微生物学を専攻してから農業を経験した人が、さらに 75 時間の専門研修を受けて試験に合格しなければなりません。この農業技術員を雇用している農業生産組合の SAT コスタデニハルや農業生産法人ロマノリアス、農産物の産地卸売業者グループペレス、農協 SCA カンポソルなどは、一定の条件の下で EU から農業技術員の人件費の 50% の補助を受けています。

家族経営型の一般的な農業生産者は、農協や生産組合、産地卸売業者などの組織に属して、農業技術員の GAP 指導・監督を受けることとなりますが、その他に農家の義務として行政が進める GAP 教育も受けています。夫婦と労働者 2 人で 1.5ha のハウスを経営する平均的な農家のジョアン氏は、政府が発行する農業者の認定書「農家 ID カード」を見せてくれました。このカードがなければ、農薬や肥料などの化学物質を購入することが出来ないということです。この「農家 ID カード」を取得するためには、認定試験に合格しなければなりません。



ジョアン氏と農家 ID カード
アンダルシア政府が発行するこの農業者の認定書が無ければ、農薬の購入が出来ない仕組みになっている。

その試験を受けるためには、行政が主催する 90 時間の GAP 研修会に参加しなければなりません。研修の経費は、全額アンダルシア政府が負担するので、農家は無料です。研修内容は、農薬の適正使用、食品の衛生的取扱い、適正労働管理などです。

農家 ID カードは 10 年間有効ですが、毎年、政府の抜打ち検査があります。ジョアン氏も他の農家と同じように、2 年前から化学農薬は使っておらず、問題はおこっていないそうですが、病害虫の被害を確認したら先ず生物農薬を使用するが、被害があまりに多い場合は、農業技術員の許可を得て化学農薬を使用することも有り得るということでした。

SAT コスタデニハルのベルモンテ氏は、「アルメニアの生産者は、北欧の戦略を読み、戦う方法を考え、これを実践してきました。様々な基準に挑戦して、これを乗り越え、これまでも欧州市場への参入を果しています。高度な農業技術としっかりとした経営管理により、オーガニック農産物の生産で、EU の確固たる産地になります」と決意を話してくれました。



3 度目の対面となった筆者とベルモンテ氏
アルメニアの生産者はアグレッシブ。会うたびに成長している。

2 団体としての農場管理システム

SAT コスタデニハルや農業生産法人ロマノリアスなどの事務局では、IPM 重視の農場管理システムによる総合的な営農指導を行っています。アンダルシア地方政府の認定を受けた技術指導員を雇用し、①各生産者の栽培指導、品質管理指導、使用農薬・肥料の決定、その他の作業指示（作業指示書兼作業記録）などの営農指導全般と、②GAP 内部監査員の業務を行っているのです。技術指導員は、毎週、担当している各農場を訪問して直接営農指導を行っていますので、この技術指導員が果たす役割が団体の統制をとる上での鍵となっています。

技術指導員は、これからの 1 週間で行うべき作業内容を「作業記録用紙」に記載して署名して生産者に渡します。

「作業記録用紙」は、詳細な作業内容が記載された事実上の「作業指図書」であり、生産者がそれに従って実際に作業を行って署名するので、この用紙が「作業記録用紙」にもなるのです。生産者が「作業記録用紙」で指示されていない農薬を使用したい場合は、技術指導員に連絡をした上で許可を得ることになります。各農場で管理する記録は、農薬散布機整備記録、灌漑管理、農薬在庫台帳、肥料在庫台帳、計量器具の点検記録、事故の場合の対応記録、農薬散布後の立入り禁止表示などです。

SAT コスタデニハルでは、生産者 40 人に対して 1 人の技術指導員を配置し、団体独自の統一農場管理システムに基づいて総合的な営農指導を行っています。団体事務局に GAP 規準で要求される管理点の要件を満たす農場管理規則（GAP 実施手順）があり、生産者はこの農場管理規則を守って農作業を実施し、技術指導員の指示で問題点の是正を行っていれば、各生産者はたとえ GAP 規準を個別には知らなくても、GAP 認証審査に合格できるのです。

《新連載》『青果物の品質とは何か、どのように高めるか』（連載 1 回）

農産物流通技術研究会
理事 石谷孝佑

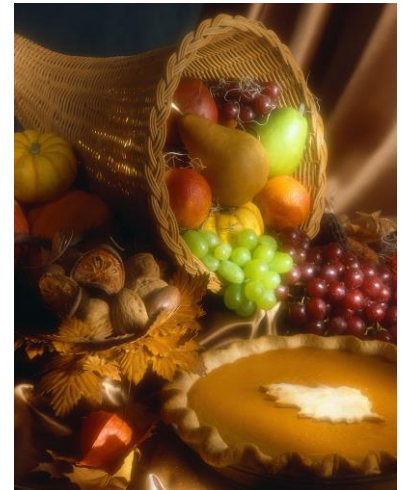
はじめに

昨今は、農産物に対して安全性とともに品質が強く求められる時代になっています。一昔前は、農産物は「見栄え」の良いものが求められたのですが、最近では、消費者の多くが、安全性はもとより、美味しさや栄養価など、見た目ではわからない本物の品質を求めるようになってきました。

実は、食品の「品質」の中には、重要な要素として「安全性」が入っています。「食品とは、安全で栄養があり・・・」という食品の定義の通り、安全でないものは食品とは言えませんので、これまで生産者は常に安全性を含めた品質の良いものを生産しようと努力を続けてきました。実際には、農業は病虫害や雑草との戦いであり、その中で一定のルールに基づいて農薬等を用いて農業生産を行っています。

そこで、青果物の安全性をより確実にするために、適正な農業の実践である GAP に取り組みたいという理由も理解できます。GAP は「人間活動と自然環境との調和」を考えた農業の実践ですし、その中で生産者は食品としての安全性と品質に優れた農産物を生産しなくてはなりません。環境と人に配慮した農業を行うことが、すなわち安全な農産物の生産につながります。農産物は、安全だけでは商品になりません。同時に、見て美しいばかりではなく、香りが良く食べて美味しく、栄養的に優れたものでなくてはなりません。

そこで、「品質の良い農産物」とはどのようなものか、「農産物の本物の品質」とはどのようなものなのか、そして、どうすれば品質に優れた農産物を生産し、消費者に提供できるのか、考えて行きたいと思います。



1. 「品質」の定義と概念

品質という言葉の本来の意味は「品物のもつ性質」のことであり、商品学の分野では「商品の良さの程度を表す総合的な概念」であり、「商品の質的な市場価値」とであると定義されています。このようなことから、「品質は商品の命である」と言えます。言い換えれば、品質とは「ある商品が、ある時点、ある場所で、使用者に評価された平均的な使用価値を表すもの」と言えます。ここで使っている「商品」という言葉を「農産物」に当てはめてみると、「農産物の品質は、質的な市場価値」であり、「品質は農産物の命である」となります。



もう少し細かく見てみますと、商品学の品質の概念には、①商品が生産された後、流通され消費されていくまでの過程の「開発、設計、生産、出荷、流通、保存、購入、使用、消費、廃棄」などの各段階において「品質」を考える視点と、②商品市場における「使用価値」を、ある方法で客観的に評価する「等級」とか「グレード」などで表されるものの2通りがあります。

これを農産物で考えて見ますと、先ず栽培する作目・品種の選定、栽培の時期と作型、土作りと防除などの栽培条件の選定、収穫時期・時間、出荷調製の方法とレベル、輸送・配送、販売の温度・時間等の流通環境の条件など、農産物の生産・供給の各段階において品質を考える視点があります。それぞれの生産段階で品質を考えないと、最終的に良い品質の農産物はできないということです。農産物は、一般に収穫した直後が最も鮮度・品質が高く、流通環境によって次第に鮮度・品質が低下していくもので、収穫してすぐ売る直売所は一般に鮮度は良いといえます。しかし、それぞれの段階で品質を高める努力をしなければ、収穫後すぐに販売しても必ずしも品質が高いとは言えません。

次いで、消費者との接点である販売の時点で、いかに消費者に評価されるかという品質の視点があります。生産された農産物には、色や形・大きさや傷などの外観や、糖や酸などの味のバランス、香り、歯ざわりなどの嗜好性にバラツキがありますが、一般には外観規格によって選別され、「等級」という便宜上の「品質レベル」に分けて出荷されます。

ここで言う品質は、それ自身で何らかの効果を発揮するというものではなく、商品がどの位あるのかという全体量と、等級という指標を元に商品に付けられる価格、場所(生産地、生産者、売り場等)、時間(商品としてのライフサイクル、販売の季節・時間帯など)、それ自身が持っている安全性や使用価値、商品に関連する情報(広告、表示、評判等)、販売サービス(品質保証、展示、説明等)などの他のさまざまな要因との関係で考えられ、使用価値が評価されます。ですから、特定の農産物については、生産される時期の生産量、設定された価格、生産地と消費地、安全性・美味しさの情報、販売サービス、消費者の意識、リピート(再現性)の有無などによって「売れる・売れない」という状況が大きく変わります。美味しさを求める消費者は、たくさん生産される旬の時期に比較的安い価格で品質の良い野菜や果物を買うことができますが、周年消費する

消費者や珍しさを求める消費者は、生産量の少ない時期に比較的高い価格で買うこととなります。これは、消費者の購買行動の違いであり、時代や地域、生活レベルなどにより変化します。

商品（農産物）が利用される「場所と時間」、「場所と量」、「場所と価格」、「時間と価格」などの相互の関係については、一般の市場では品質と直接関係なく変動する場合も多く見られ、実際にはそれぞれの要因が相互に複雑に絡み合っています。代表的な例としては、「品質」という大きな背景のもとで、農産物では生産量（季節）と価格、荷扱いの規模（産地）と価格、品揃え（市場機能）と価格などについて相互に密接な関係が見られます。

商品の品質を把握する方法には、自然科学的な方法による「物」としての品質を把握する方法と、社会科学的方法による「経済」的価値の面からの品質を把握する方法があり、実際にはこの両者の調和が重要になります。



《特別寄稿》

『デリケートなりんご達』

山藤万里子

私の購入したりんごは3箱・・・

その中の2箱に、写真のようなりんごが入っていました。

生産者のお話によると、雨降りの後に収穫して、りんごに泥がついてしまうと、こんなふうに腐ってしまうことがあるそうです。

原因ははっきりしていないようですが、いずれも熟度が良いサンふじに多く見られる現象だそうです。

生産者から消費者にりんごが届くまでに、そんなに時間がたっていないはずですから完熟もののリスクもあるのですね。

工業製品ではない生ものですから、それなりの理解はしています。



お尻から腐りが広がっている



熟度が良すぎるための蜜褐変

問題は、贈答用に受け取った方にこのようなものが混ざっていても、何もクレームがもらえないことでしょうか。理由も判らず、評判を落とすのは残念です。

生産者の方のご苦勞は、消費者の口に入るまで続くのですね。

あらためて、大変だなあと感じました。

註：りんごの収穫後の腐敗には、フィトフィトラやペニシリウム（青かび）、コレトリカム（炭素病菌）などのカビ類が知られています。ちなみに、野菜の軟腐には、エルビニアという土壌細菌と、ボトリティスというカビが知られています。

《日本農業新聞の GAP 記事》の転載（一部修正）

～前書き～があります。

安定経営を目指し、農業生産工程管理（GAP）に関心を寄せる農家が増えている。その仕組みや意義、導入手順について、指導者育成と生産現場への浸透に努める GAP 普及センターの田上隆一代表に解説してもらおう（20回連載）。

【筆者のプロフィール】たがみ・りゅういち 1951年生まれ。茨城県関城町農協勤務などを経て、2006年に日本 GAP 協会理事長（2007年退任）。2008年に代表を務める(株)AGIC内に GAP 普及センターを創設した。

「経営講座」GAP導入で生き残り「第1回～第5回」

（1）誤解の解消へ

①「まず真の意味を知ろう」

GAP（Good Agricultural Practice）は「良い農業の実施」という意味で、1980年代からヨーロッパで使われ、1990年代には欧州連合（EU）で法制化された。「良い農業」という理由は、1960年ごろから「悪い農業」が行われるようになったからだ。

第二次大戦後、ヨーロッパでも基盤整備や機械化が推進され、化学肥料や農薬の登場で農業の生産性は飛躍的に向上したが、生態系には悪い影響があった。その改善のため「良い農業の実施」が提案された。GAPは環境・資源の保全で農業の持続性を確保し、農業者・消費者の安全を確保しようという、いわば現代農業へのアンチテーゼだ。食品安全も考慮し、人と環境を守り、持続的な農業を確立する GAP の本当の意味を、まず理解すべきだ。

正しい理解には、現代農業の問題点を明らかにした適正農業規範（GAP 規範）が必要だ。日本では公的なものはまだないが、農業・環境に係る法令やガイドライン、その他の農業指導書などが GAP 規範に替わる。その規範を実際の農業生産の現場で守る農業者は「適正な農業管理」をしているといえる。このため筆者は GAP を「適正農業管理」と言う。

②「基本マナー守り実践」

昨今、「農産物の有利販売には GAP が必要だ」などといわれることがあるが、適正農業管理（GAP）は商品差別化の道具ではない。GAP 農場の商品は人や環境に対して「悪くない」という証明にはなるが、他の農場と比較して優れた農産物であることを証明するものではない。

GAP の「G」は Good のことで、「良い」という意味だが、「より良い」とか、「最も良い」という意味ではない。農場などでの「悪いやり方」を改善したから「良い」ということだ。GAP の「P」は英語の Practice の頭文字で、理論ではなく「実行・実施・実践」であり、「慣習、慣例、慣行、やり方」などを意味する。つまり農業者が日常行う農業の「行為」そのもののことだ。

その「行為」が何らかの法令に違反していたり、知識不足などから環境を汚染していたり、または、うっかりして食品汚染につながったりすることは「悪い行為」で、不適切な農業である。この不適切さを改めた「悪くない行為」が「適正な農業の行為」(Good Agricultural Practice)である。従ってGAPは、農業者として当然の行為であり、欧州では「農業者が守るべき最低限のマナー」であると言われている。

法令やガイドラインなどをまとめた「GAP 規範 (Code of GAP)」に基づいて作られたGAP実施の判定規則「GAP 規準」に照らし、農業者の行為に不適切なところがないかどうかを確認(リスク検討)し、不適切な行為があれば改める(是正措置)ことがGAPの実施だ。そして、その行為を継続的に実施することが「適正農業管理=GAP」である。

③「農家必携【規範】早く」

適正農業管理(GAP)を理解するためには、GAPの言葉の意味を正しく理解することが必要だ。

これまでに、農業実践の「良い、悪い」を示すのが「GAP 規範」であり、それは現代農業の何が問題なのか、どこが悪いのか、を明らかにしたものと紹介した。このGAP 規範が守られているかどうかを判断するための物差しが「GAP 規準」で、チェックリストとしても利用される。農業者の行為が「悪くない」と評価されれば、その農業者は適正農業管理、つまりGAPを実践しているということになる。

日本では、GAPと言えはすぐにチェックリストを想像する人が多いようだが、その前にリストに書かれた内容とその背景を正しく知る必要がある。欧州では、政府が発行するGAP 規範が農業者必携の書になっているが、日本ではまだ、日本農業の在るべき姿を示した公式のGAP 規範はない。

欧州のGAP 規範に書かれたGAPの意義、目的やその根拠などを知れば、日本の農業者もGAPの必要性を感じ、「農業者が守るべき最低限のマナー」として取り組むだろう。「知らなかったこと」「今までの悪い癖」「ついうっかり」を直し、農業者が農業をずっと続けられるGAPが社会から求められている。

GAPの用語	英語の表現	概要	内容
適正農業規範 (GAP 規範)	Code of Good Agricultural Practice	適正農業管理 の思想	法令等、適切な農業生産の在り 方についての基本的な考え方
適正農業規準 (GAP 規準)	Control Point & Com- pliance Criteria of GAP	適正農業管理 の体系	適切な農業生産で求められる 条件の審査基準体系
適正農業管理 (GAP)	Good Agricultural Practice	適正農業管理 の行為	農業生産で行われる適切な行 為とその継続的な実践

④「地域に合う規準を」

日本には適正農業管理(GAP)を「生産者のために統一すべきだ」という意見があるが、その背景には、GLOBALGAPが世界の標準GAPだという認識がある。しかし、それは正しい理解ではない。

GLOBALGAP は、EUREP という欧州小売業組合が運営する GAP 認証制度だ。欧州では小売業の寡占化が進み、一握りの巨大小売企業が各国に店舗を持っている。各国が定めた GAP 規範では自社の「仕入規範」として使いにくいいため、小売業組合で認証規範を統一したのだ。その際に、各国の GAP 規範の共通項目だけを取り入れている。その意味で、GLOBALGAP は欧州における「最低限の規範」と言える。

そのことを示すように、EUREPGAP 基準書の前書きには、「EUREPGAP 規範は、加盟する小売業者が許容できる最低限度の規範である」と書かれ、「個々の小売業者にはそれ以上の規範を求めるスーパーや卸会社などがあり、その水準を満たしている農家がある」とも書かれている。

GLOBALGAP 普及の中心的役割を果たしている英国最大のスーパー「Tesco」でも、販売する農産物のほとんどが Tesco の GAP (NATURE'S CHOICE) 認証農場の農産物だ。このように商用 GAP は、GAP を要求する企業の事業方針によって異なるので、多種・多数存在する。



日本の GAP を考えるに当たっては、欧州各国が、それぞれの地域に相応しい GAP 規範を確立していることに学ぶべきだ。北海道と九州・沖縄の農業はかなり違っているから、日本版 GAP 規範に準拠した地域の GAP 規範、GAP 規範があっても当然といえる。

⑤ 「理解のギャップ (ずれ) 課題」

適正農業管理 (GAP) は「ハードルが高くて農家には協力してもらえない」と思っていたある JA が、野菜部会で残留農薬事故を起こしてしまったのを契機に、生産者を集めて GAP の研修会を開催した。講師を依頼された筆者は、研修会に先立ち、JA の営農指導員に生産組織の取りまとめ状況や営農指導における安全管理の実態などを尋ねた。その結果、ある部会で、数年前から都内の大手スーパーと契約栽培を行っていることが判った。詳しく聞くと、この部会は、何とすでに GLOBALGAP 規範の審査に合格していたのである。

この部会では、JA の営農指導員が審査認証会社の指示に従って部会員の農場の改善を行い、部会全体の GAP を指導していた。その意味で、この生産部会は、すでに世界的水準の GAP を実践する農業者集団だったのだ。

行政側は GAP を良く理解していないために「JA では GAP は無理だ」と考えて「簡略化した GAP」を勧め、GAP の指導を実践すべき JA 側は「それでも農家には無理だ」と思っていた。ところが、当の農業者は「プロの農家として当然のこと」と思い、事実上の商用の世界規範と言われる GLOBALGAP 規範を達成していたという、本当に笑えない話だ。

たとえ農業者が GAP という言葉を知らなくても、GAP の本当の意味を理解すれば、すべての農業者にとって GAP の実践が可能なのだ。GAP 指導では、「GAP を分かっていない人が、GAP を知らない人に説明している」という実態も指摘されている。このような初歩的な「GAP 理解のギャップ」をできるだけ早く埋めていかなければならない。

(編集部)

《GAPの現場から》

GAPは生産者だけでは実現しない!!!

GAP指導のために全国の産地を伺う中で、最も多く見受けられる「不適正管理」の一つに、廃農薬と農薬の空容器の処分があります。多くの生産者のところには、ラベルの読めないような古い農薬が残っており、農薬の空容器は圃場の縁や家の裏で焼却（野焼き）しています。このような焼却処理は法律で禁止されており、違法です。この違法性については、「良く判らない」という認識の低い方もいれば、「分かってはいるが…」と、悪い習慣となってしまう方もいます。GAPの指導では、違法性の認識について説明し、行政やJAなどによる処分サービスを利用するように指導しています。

しかし、課題は他にもあります。期限切れの農薬や農薬の空容器を適正に処分するということは、生産者にとっては簡単ではないことが多いのです。

現在、県のアドバイザー派遣事業で先進的な農家グループにGAPを指導しています。指導にあたり、この団体があるA市の廃棄物処理の状況と、A市を管轄とするB農協に、廃農薬と農薬空容器の処分について問合せを行ったところ、次のような回答でした。

1. A市の行政サービスでは、農薬および農薬容器の処分ができない。

(ア) 事業系のごみは、事業者が自分で処分しなければならない。

(イ) 一般ごみであっても、A市の処分場（環境センター）では処分できない。

(ウ) 生活環境課の回答（2009年12月9日）では、

「購入先やJAに相談して下さい。または自分で取扱い業者へ処理を依頼して下さい」ということでした。

2. B農協では、農薬および農薬容器の処分ができない。

(ア) 2009年の回収の受付は終了した。

(イ) 2010年の回収は、収集量が少なく採算が合わないため、回収の予定ない。

ということでした。

A市では、事業系ゴミ（農家から出るゴミ）であっても、一般ゴミ（非農家から出るゴミ）であっても、農薬や農薬空容器は行政サービスでは処分できないのです。では、A市内で使用された農薬容器は、どこへいってしまうのでしょうか。全ての使用者が、購入先か廃棄物処理業者へ依頼しているのか、それとも一般ゴミに混ぜて出したり、家の裏で燃やしたりしているのでしょうか。GAPの指導や普段の生活から知る限り、後者であると考えています。また、他の地域でもJAによる回収は見受けられますが、B農協のように「収集量が少なく、委託費用との採算が合わない」という理由で、毎年回収するわけではないところが多く見受けられます。このような状況は、上記で取り上げたA市とB農協だけではありません。全国どこも似たような状況といえます。

「GAP」という言葉が広まり、行政や農協が生産者に対して農作業の適正管理を求める動きが見られますが、法律に定められた危険物の後始末を、生産者に押し付ける前に、行政や農協が農業の適正管理を実現できる支援体制を構築すべきであると思います。

田上隆多

《「GAP 普及センター・ユーザーの会」会員からの質問》

○質問：《よく言われる水質検査》

私どもが指導している農協では、独自の GAP 規範のもとに GAP の推進（主に野菜）を図っておりますが、現在、試験導入中の GAP チェックリストにある以下の項目について、実際のところ、どのレベルまで実施するのが適当か、担当者より質問がありました。

「内容：用水源（微生物汚染）基礎調査結果の確認を行っているか」

「チェック項目の例：基礎調査結果を入手し内容を確認する」

水道水や飲料用の井戸水と兼用であれば問題ないのですが、それ以外の場所（水源）の場合は農業者から質問が出ているようです。各農家単位で依頼分析等を行うことは経費などの問題から拒否反応が強く、困難と考え、水源の上流域に畜舎などの汚染源があるなどの状況を見て判断し、必要に応じて調査を実施し、確認してはどうかと伝えましたが、ご専門の立場から、ご意見（他の農場の事例など）を伺いたいと思います。

○質問への回答：《規範（規則）に従えば良い》

ご質問の水の検査については、他でもよくある質問です。まず大切なことは、「GAP 規範」がどうなっているかです。「独自の GAP 規範」があるということですが、その規範には、灌漑水の管理について、どのようなことが規定されていますか？

「試験導入中の GAP チェックリスト」は、〇県の農業のあるべき姿（〇県 GAP 規範）について、農場の実態がどのような場合に「適正」で、どのような場合に「不適正」であるかを判断する物差しですから、先ずこの物差しの根拠となる「独自の GAP 規範」がどうなっているのか確認することが肝心です。

その GAP 規範に、例えば「灌漑水の富栄養化に関する基準値、病原性微生物の有無やその他の一般生菌数の数、カドミウムの量・・・」などが規定されていれば、農業者は、その水準内で管理することを求められることとなります。また、チェックリストの管理項目に「基礎調査結果の入手・内容確認」とあり、遵守規則に「用水源に存在する微生物汚染基礎調査結果を確認すること」とあるのですから、〇県などで微生物汚染に関する基礎調査が行われているということだと思います。

従って、農業者は、該当する農場の灌漑用水路に関する「基礎調査結果」を関係機関などから入手して、その内容が「GAP 規範」に規定された数値を超えていないことを確認することが必要です（指導者はそれを推進すべきです）。

GAP 普及センターが指導している「〇県の GAP 指導者養成講座」でも申し上げましたが、現代農業やその行為（Practices）における問題（Not Good = Bad）な行為を明らかにしたものが GAP 規範（Code of GAP）です。Bad と Good の違いが明らかになければ、農業者に対して GAP（良い行為）の要求ができません。

もしも、具体的に管理項目と遵守規則を要求している「試験導入中の GAP チェックリスト」が、「独自の GAP 規範」に準拠していないとすれば、「各農家単位で依頼分析等を行うことは、経費などの問題から拒否反応が強く困難」という問題ではなく、GAP（適正農業管理）の根拠を失うことになってしまいます。農業者にとっては、「根拠もないことをやらされてはたまらない」ということとなります。そうだとすれば、皆さんが実施している GAP 普及の指導そのものが破綻してしまうかもしれません。

もしかしたら、農協の言う「独自の GAP 規範」というものが、適正農業規範（GAP 規範）ではなく、「GAP 規準」（チェックリスト）ではありませんか？ 仮にそうだとすると、Good の根拠が充分ではなくなってしまう。さらに、その「GAP 規準」が、EUREPGAP や JGAP など参考に作られているとすれば、その根拠となる「GAP 規範」というものは EU（欧州連合）ならびに EU 加盟各国の「GAP 規範」に基づいています。だからこそ、日本の農業現場とは様々な「乖離」や「矛盾」がでてしまうのです。この「乖離」は、農業管理のレベルの問題ではなく、農業規範の在り方の問題なのです。「GAP 規範なくして GAP 規準なし」、「GAP 指導なくして GAP（実践）なし」です。

以上が私の基本的な考え方です。質問では、私に専門的見地からの意見を求めています。具体的な「規範」と「規準」がなければ、適切な回答ができません。農協の言う「独自の GAP 規範」と、試験導入中の「GAP チェックリスト」を、GAP 普及センターに送ってください。ご質問の内容は、日本の GAP 推進上とても大切なことです。急がば回れです。規準の根拠である規範をよく確認しましょう。

田上隆一

（用語解説-6-）『農業の多面的機能』

農業は、食料の生産のみならず、私達の生活に様々な役割を果たしています。それらは、①国土の保全、②水源のかん養、③自然環境の保全、④良好な景観の形成、⑤文化の伝承、⑥保健・休養、⑦地域社会の活性化、⑧食料安全保障などの機能です。

重要な**国土保全機能**には、①洪水防止機能、②土壌浸食防止機能、③土砂崩壊防止機能などがあります。①洪水の防止機能には、水稻栽培のための水田があります。水田は周囲が畦畔で囲まれ、大雨の時に雨水を一時的に貯めて、下流や周辺に徐々に流すことにより、洪水を防止・軽減する機能があります。また、畑にも土壌中に雨水を一時貯留する機能があります。②土壌浸食の防止機能には、農地そのものがあります。農地は作物の栽培を通して浸食を防止し、有機物が入ることにより土壌が膨潤し易くなり、農地表面を平坦にすることにより水食・風食などによる土壌の流亡を抑制します。③土砂崩壊の防止機能には、水田があります。水田には常時地下水位を安定的に維持させる機能があります。水田が耕作放棄されると、地下水の安定維持機能が損なわれ、大雨の時の急激な地下水の上昇が起こり、地すべりなどによる土砂の崩壊が発生しやすくなります。

水源のかん養機能には、水田があります。灌漑のために水田に引かれた河川水などは、大部分が地下へ浸透し、一部は河川に戻って流量を安定化させ、一部は地下水として深部へ浸透します。灌漑しない期間の水田や畑も、降雨を地下に浸透させる機能があります。

自然環境の保全機能では、①有機性廃棄物の処理機能、②物質の分解・汚染物の浄化機能、③大気浄化機能、④多様な生物の保全機能などがあります。有機性廃棄物の処理機能では、食物残渣、し尿等の廃棄物を堆肥化することにより田畑に還元し、再び農作物に吸収されることで資源の有効な利用に貢献しています。浄化機能では、農地にすむ土壌微生物が過剰な有機物を分解・無機化します。また、農地の植生は大気汚染ガスを吸収し、大気を浄化しています。田畑には炭酸ガスを吸収して酸素を放出することにより大気組成を安定させる機能もあります。さらに、多様な動植物が住む水田や農村では、食物連鎖を通じて一定の生態系が保全され、生物多様性の保全機能を果たしています。（食讃人）

【編集後記】

2010年の新しい年を迎えましたが、会員の皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

巷では、物価がどんどん安くなる「デフレ」が進行し、その影響のためか、サラリーマンの給料などがますます少なくなり、失業者があふれ、経済環境が更に悪化するのではないかと危惧されています。心配の種はデフレスパイラルです。このような悪性のデフレが続く限り、経済の復興はないとされているからです。

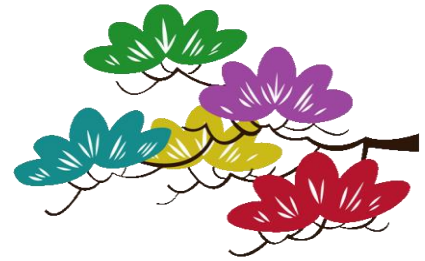
スーパーで売られる食品・農産物の価格はますます下がっていますが、値下げを可能にするために、スーパーは、独自のプライベートブランドを作って「一円でも安く」などを合言葉に低価格化を推し進めています。この安売りの背景には、スーパーの大型店化などによる売り場面積の過剰に伴う販売競争の激化があることが指摘されています。このため、多くの生産者や農協は、再生産価格をも下回る低価格での出荷を余儀なくされることも多くなっているようです。

そこで、農協も本格的に直売所に取り組むところが多くなっており、これまでは生産者のガス抜きの直売所が多かったのですが、管理者を置いて品質をチェックするなど、販売改善の取組みを進めているようです。このようなことから、各地に大型の直売所ができ、いきおい直売所同士の価格競争も厳しくなっています。

農産物価格をいくら下げても、食べる人の胃袋の体積はほとんど変わりませんから、経営の持続性を犠牲にして価格を下げても、農産物の生産と流通に携わる人達の利益が相対的に少なくなるだけの効果しか生まれません。このようなことでは、またデフレを一層推し進めるといふ悪循環に陥ってしまいます。

一昨年の春以降は、中国製餃子事件の影響もあり、消費者は価格より安全性を重視する傾向がありましたが、昨今は、安全性より低価格を求める人が多くなっているようです。これは大変残念なことです。(株)みずほの長谷川社長のよう、何とか品質競争に向かうような知恵を実践していきたいものです。

人の営みが未来永劫続くように、農業生産も農業経営も持続的にしなければなりません。自然環境からしっぺ返しを貰わないように、環境と持続的に付き合いをしていく必要があります。その基本を定めたものがGAP規範(適正農業規範)であり、それに従って行うGAP(適正農業管理)を正しく理解し、現在の苦境に立ち向かっていきたいものです。(食讚人)



【目指すGAPの理念】適切な農業管理(GAP)は、農業者としてのマナーです。自らの実践とGAP認証制度による信頼性を通して、国民・消費者のために公の規準として機能させるものです。GAPは持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会・風土に適合した日本農業のあるべき姿を規定する日本版「適正農業規範」(Code of Good Agricultural Practices in Japan)が不可欠です。

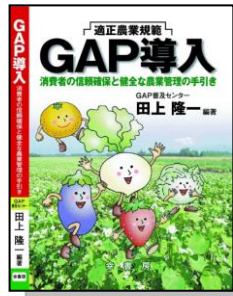
GAP シリーズ

日本における GAP 導入の先駆者『GAP 普及センター』の書籍
3部作が揃いました。定価（本体 1,900 円＋税）

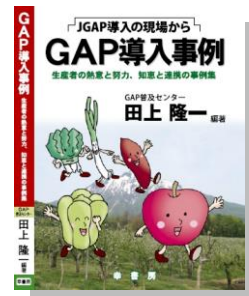
GAP シリーズ 1



GAP シリーズ 2



GAP シリーズ 3



GAP 普及ニュースは隔月発行です（1月 3月 5月 7月 9月 11月）

「GAP ユーザーの会」会員募集

GAP 普及センターは、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、「GAP ユーザーの会」を開設しています。会員には、「GAP の無料相談サービス」、「GAP 普及セミナー」への優待、「GAP 普及ニュース」のお届けなどのサービスを提供致しております。

年会費 個人会員 1 万円／団体会員 2 万円・・・GAP 普及ニュース購読＋GAP 相談
《会員の皆様の自由投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

《GAP 普及センターのプロフィール》

GAP 普及センターは、「農産物の安全性を確保して消費者を守り、持続的農業生産により自然環境を保全し、併せて生産者自身の健康を守る適正農業管理（GAP）」のあり方を考え、日本の風土と社会システムに合った GAP の普及を図っている組織です。

このため、GAP 普及センターでは、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウムの開催、各種セミナーを開催するとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP の指導を行っています。また、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員などへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

株式会社 AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する「GAP 普及センター」を運営しています。

GAP普及センター

問合せ先・申込み先

〒305-0035 茨城県つくば市松代 4-9-26-203 (株)AGIC 内

☎ : 029-856-1201 Fax : 029-856-0024

E-mail : info@gapcenter.jp URL : <http://gapcenter.jp/>